

久留米市空き家活用推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 久留米市で増加する空き家の有効活用に関する活動を通じ、住宅ストックの流通促進、移住・定住等の各種施策の実施など、地域活性化に寄与することを目的に協議を行うため、久留米市空き家活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の活用に関すること。
- (2) 空き家相談会やセミナー等の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、会員12名以内をもって組織する。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員および構成員
- (3) 前号に定めるもののほか、市長が適当と認める者

(会員の任期)

第5条 会員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、会員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の運営を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に協議会への出席を求め、

意見及び助言を聴取することができる。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、特定の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会員は会長が定める。
- 3 部会長は部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見及び助言を聴取することができる。

(会員の謝金並びに費用弁償の額)

第9条 会員には、別表第1の区分により同表の中欄の謝金を支給する。

- 2 会員には、別表第1の区分により同表の右欄の費用弁償を支給する。
- 3 会員以外の者に協議会又は部会への出席を求める場合は前項に準じ謝金及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市建設部住宅政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1(第9条関係)

会員の謝金並びに費用弁償の額

区 分	謝金の額	費用弁償の額
空き家活用推進協議会	日額 5,300円	久留米市職員等旅費支給条例 別表の2級の職員に相当する額